阿知須町広報

№ 195　この広報紙は毎月1回各ご家庭にもれなく配布

昭和43年2月5日

山口県吉敷郡阿知須町
発行阿知須町役場
印刷阿知須砂合 よしの印刷

寄付一件

一金4千百17円也

先般、原田ヤエさん（中村）がおなくなりになりましたが、めいの原田亀子さん（宇部市）から香典返しとして、社会福祉協議会に右金額を寄付されました。故人のごめい福をお祈りいたします。

清新な意欲と時代感覚で

明るく豊かな阿知須町建設を

町長　中尾岩雄

このたび皆さま方のご推挙により、引き続き町長に就任できましたことを衷心から感謝いたしますとともに、今後とも一層、ご鞭撻をお願いいたします。

さて、ことしは日本が長い間、とじこもっていた封建制度から脱却してようど百年目にあたる極めて意義深い年にあたります。この百年間、日本国民は世界を舞台した活躍もあれば、顧みてただ誤ちをいとは言えない時もありました。しかしながら、このたびの大戦禍にもかかわらず、世界の奇跡と驚嘆されるまでに急速に復興し、繁栄を続けておりますことは、先人の築いた政治、文化等の基礎がいかに強固であったかを雄弁に物語っていると思います。

今の時代はとみに変化し、新たな創意と覚悟とが要請されている時に、私たちは過去の業績を顧みず、その遺産であるこのたび皆さま方のご推挙により、引き続き町長に就任できましたことを衷心から感謝いたしますとともに、今後とも一層、ご鞭撻をお願いいたします。

さて、ことしは日本が長い間、とじこもっていた封建制度から脱却してようど百年目にあたる極めて意義深い年にあたります。この百年間、日本国民は世界を舞台した活躍もあれば、顧みてただ誤ちをいとは言えない時もありました。しかしながら、このたびの大戦禍にもかかわらず、世界の奇跡と驚嘆されるまでに急速に復興し、繁栄を続けておりますことは、先人の築いた政治、文化等の基礎がいかに強固であったかを雄弁に物語っていると思います。

今の時代はとみに変化し、新たな創意と覚悟とが要請されている時に、私たちは過去の業績を顧みず、その遺産であるこの百年に向って大いに飛躍と発展を夢みながら、重大な時期の重大な任務を遂行してゆく所存でございます。幸にして本町には町民経験と教訓とを生かさねばならぬと思います。そこで私は、先人の残した選挙の中から、勇気と聰明なる判断力、決断力、そして実行力を学びとり、私がこのたび皆さん方にお約束いたしました「農家経済の安定、漁港の改修と漁業の近代化、工場誘致と中小企業の安定と近代化、そして減税と教育施設、設備の充実」など、これらの諸問題の解決に努力し、常に町民の皆さん方の立場に立って、清新な意欲と時代感覚をもって、明るく豊かな住みよい阿知須町建設を念願いたしております。そして激変する社会情勢、経済情勢に対処しうる町行政の確立と健全財政の確立とさらに努力し、安定した町民経済発展に努めるとともに、明治百年を迎えた今日、さらに将来の百年に向って大いに飛躍と発展を夢みながら、重大な時期の重大な任務を遂行してゆく所存でございます。幸にして本町には町民各位の融合の精神と燃えたぎる建設意欲があり、自治達成に大きく邁進することと確信しております

以上、町政をあずかる私たちは自治法の本旨に徹し、町民全体の奉仕者として、その目的達成のために、全力を傾注してまいりたいと存じますので、より一層のご支援と協力を賜りますよう、お願いいたしまして就任のあいさつにいたします。

悲惨な交通事故から子どもたちを守ろう

3つのコンビ 1つの広場

学校、家庭、社会のみんなの力で、子どもの命を守ろう。

アッ危い　4つの盲点

(1)学校へは、はやめに、あわてず、遅刻をしたくないのは、どの子どもも同じで、時間がないとたとえても走りだします。あわてて道路へとび出すとアッ危い！自動車はぶつとまりません。

(2)忘れものはしていませんか

さあ大変、子どもの頭の中に忘れもののことでいっぱいです。横から走ってきた自動車が目にはいりません。アッ危い！と思ったときは、もう遅いのです。

(3)およしなさい！

道路で遊ぶのは子どもでも同じで、時間がないとたとえても走りだします。アッ危い！と叫んでもまにあいません。

(4)よく見よう！

車のかげにまた車

子どもたちは車のすぐ前やうしろを横切って道路へとび出す。悪いクセがあります。

お母さんが買物に夢中になっているすきに、子どもは自由行動をしていることになっています。

◇子どもたちが登校する途中で道を横切る場合には、その場にいる警官はもちろん、一般の通行人も子どもたちが安全に渡れるように協力しなければならないことになっています。

◎学校や家庭でふだんから〔交通安全〕の心がけを教えておくことは大切ですが、地域社会の皆の力が必要です。よその子が道路であぶない遊びをしていても、自分の子でないから注意しないのは、こまりものです。

道路交通法から

◇子どもの保護者は、交通の激しい道や、踏切りの近くで、子どもたちを遊ばせたり、幼い子どもを付添人なしで、ひとり歩きさせないことになっています。

◇また、子どもたちも交通の激しい道で、ボール投げやローラースケートなどの遊びをしてはいけないことになっています。

◇子どもたちが登校する途中で道を横切る場合には、その場にいる警官はもちろん、一般の通行人も子どもたちが安全に渡れるように協力しなければならないことになっています。

◇幼い子どもが、ひとり歩きをしているときには、自動車の運転者は一時止るか、スピードをおとして子どもの歩いているのをじゃまにしてはいけないことになっています。

人事異動

（　）内は旧職　1月30日付

厚生課長（総務課世務係長）　青木　潔

総務課庶務係長（施設課施設係）　原田　清

税務課賦課徴収係長（厚生課厚生係長）　水本孝士

厚生課水道係長（水道課水道係）　岩崎　清

住民課国保年金係長（税務課賦課徴収係）　中尾　雄

厚生課福祉衛生係長（税務課賦課徴収係）　岡村久芳男

住民課長兼務（助役）　工藤　靖夫

厚生課長兼務（厚生課長）　飯田　宏史

退職（教育委員会社会教育係長兼公民館主事）　部坂　充應

住民課住民係（教育委員会書記）　上野久美恵

住民課保年金係（衛生係）　岡田　良子

住民課保年金係（厚生課保険衛生係）　田中　圭子

住民課国保年金係（厚生課保険衛生係）　水本　昭二

教育委員会事務局（教育委員会井関小学校）　水本　文子

教育委員会井関小学校（税務課賦課徴収係）　水本美恵子

厚生課水道係（水道課水道係）　深井　孝之

厚生課福祉衛生係（厚生課厚生係）　伊藤美代子

厚生課厚生係（厚生課保険衛生係）　上野　勝

住民課住民係（厚生課厚生係）　西田　祐治

施設課施設係（税務課賦課徴収係）　西村　哲

施設課施設係（施設課都市計画係）　河村　鴻

施設課都市計画係（厚生課厚生係）　縄重由記子

税務課賦課徴収係（施設課施設係）　江本　英明

税務課賦課徴収係（施設課都市計画係）　松原　清子

税務課賦課徴収係（水道課水道係）　新谷　政子

厚生課福祉衛生係（厚生課保険衛生係）　砂村　好恵

電話されるときは

町役場では現在6課11係が設置されておりますが、それぞれの課で次のように分担して仕事をしておりますので、お電話されますときはなるべく次の所にお願いします。

◉局線電話

1番　町長室　助役室　総務課（議会関係　財務関係　選挙関係　統計関係　広報関係　自衛隊関係　消防関係　交通安全関係）　**厚生課**（社会福祉関係　墓地関係　衛生関係　水道関係）　**104番　住民課**（戸籍関係　国民健康保険関係　国民年金関係）

105番　教育委員会　公民館（学校教育関係　社会教育関係　学校給食関係）　**220番　産業課**（農林水産業関係　商工関係　観光関係）　**施設課**（都市計画関係　道路　河川関係　港湾関係　土地改良関係）

税務課（賦課徴収関係　固定資産税関係　国民健康保険税関係）

◉**有線電話**　㊙1—1番 町長 助役室　㊙1—2番総務課　㊙1—3番 厚生課　㊙1—5番 産業課　㊙2—1番施設課　㊙2—6番 住民課　㊙2—7番税務課　㊙2—8番宿直室　㊙3番　教育委員会　公民館

お知らせ

今月の納税

固定資産税第4期分
国保保険税第3期分
年金保険料の2月分

干拓の草焼きを

2月20日、干拓の草焼きをいたしますので、敷草などのいる人はそれまでにお刈りください。

＝おわび＝

先月号広報「きせつのわだい」の中で「日本一深い湖は長野県の田沢湖」とありましたが「秋田県の」まちがいでしたのでおわび訂正いたしますとともに、ご投稿を寄せられました方に、紙上をもって厚くお礼申し上げます。

住宅金融公庫の住宅改良資金貸付について

昭和43年度住宅金融公庫の第3回住宅改良資金貸付の申込みが次の要項のとおり行なわれていますので、ご希望の方は早目にお申し込みください。

△受付期間　43年2月20日まで

△受付場所　公庫業務取扱金融機関（山銀、吉南金庫、農協等）

△おもな貸付条件

(イ)自分で住むための持家を改良する方

(ロ)増築、修繕等の工事、またはこれをあわせて行なう工事

(ハ)工事に要する費用の7割以内で最低10万円から最高35万円まで

(ニ)利率は年6分

(ホ)償還期間は10年以内で、当初償還元利金が一カ月、3千円程度となるよう定め、元金均等2カ月払いとする

町立保育所児を募集

申請書は2月10日までに

ことし4月に入所予定の所児を記入の際は、必ず青インクか黒インクで書いてください。なお、入所を希望される方は、地区担当の民生児童委員に配布してありますので、入所申請書に、それぞれ必要事項を記入され、民生児童委員にご提出してください。

(1)**所児募集人員**

砂合保育所　60名
岩倉保育所　50名

(2)**保育所入所申請書の受付け期限**

2月10日まで（期限厳守のこと）

(3)入所を希望される方は、地区担当の民生児童委員に配布してありますので、入所申請書に、それぞれ必要事項を記入され、民生児童委員にご提出してください。なお記入の際は、必ず青インクか黒インクで書いてください。

(4)現在、保育所に在籍し引続いてことしも在所を希望される方も改めて保育所入所申請書を提出してください。なお未提出の方は入所を許可できませんので、その旨お含みください。

(5)給与所得のある方は、必ず源泉徴収票を入所申請書に添付して提出してください。

その他、ご不明の点は町役場厚生課か地区民生児童委員にお尋ねください。

山口県立高等看護学院

学生募集

次のとおり「山口県立高等看護学院（2部課程）学生」を募集しておりますのでお知らせいたします。

募集人員　25名

(1)**入学資格**（次のいずれかに該当すること）

(イ)准看護婦の免許を取得してから3年以上当該事務に従事している人（43年3月末日までに3年以上に達する人）

(ロ)准看護婦で高等学校を卒業している人）43年3月末日までに免許取得見込みの人、または卒業見込の人を含みます。）

(3)**修学年限**　2年

(4)**試験期日**43年2月28日　29日

その詳細については町厚生課へお問合せください。

囲碁大会に奮ってご参加を

申込みは2月8日までに

われと思われる方は、第15回内親ぼく囲碁大会に奮ってご参加いただき、有意義な1日をお送りしてください。

とき　2月11日(日)9時から

ところ　町公民館2階

参加金および申込期限

2月8日（木）までに参加金百円をそえて町公民館にお申し込みください。

なお当日申し込みは、準備の都合上できませんので申し込まえます。

競技方法

(1)A・B2組に別れ6級以上がA7級以下がBとする。

(2)勝負は5面打ちとする。

(3)回数ごとに勝者、敗者同志打ちとし、ただし組合せは司会者の指示によってください。

(4)回数は勝者、敗者のみ数え、20目以上は中押しとする。

(5)持碁は打直し

(6)総合得点で同順位の場合は決定戦を行なう。

(7)互先は4目半込みだ。

(8)その他詳細は当日司会者の指示によること。

精神薄弱児を1人でもなくすため尿検査を必ずうけましょう

赤ちゃんがフエニールケント尿症という病気にかかりますと、精神薄弱児になります。ありがたいことに、出生後1カ月～3カ月までの「おしっこ」を調べる病気のおそれのある授乳によって、知能を回復させることができるのです。この検査を毎週火曜日、定期的に町役場住民課で行ないますので、生後1カ月～3カ月までの赤ちゃんは、ぜひ検査を受けましょう。

●2月17日は献血の日です●

～皆さんのご協力をお願いします～

9時から12時まで町役場前で行ないますが、献血できる人など簡単にご説明いたします。採血する場合には、まえもって医師が検診しますから無理な採血はいたしません。

次の基準によって採血します。

(1)1回の採血量は200ccです。

(2)満16歳から満65歳までの方。

(3)体重は男子45キロ、女子40キロ以上の方。

(4)低血圧（最高血圧100ミリ以下）でない方（高血圧の方は差しつかえありません）

(5)梅毒、黄だん、肝臓の病気、その他伝染性の病気にかかっていないこと。

献血してくださった方に　山口県赤十字血液センターでは献血された方には次のような処遇をしています。(1)血液型や献血記録を記入した献血手帳を差しあげます。(2)献血された方やその家族の方が、万一輸血を必要とするときは、この手帳を提示しますと優先的に献血による保存血液を全国の赤十字血液センターで、あっせんしてくれます。(3)あなたの血液型を示すきれいなバッヂを差しあげますので、これを身につけておけば不時の事故にも備えられます。(4)今までは心臓手術用には優先権はありませんでしたが、新たに優先権が認められました。

不用犬の引取りは毎月25日に

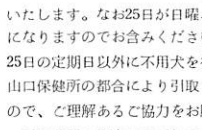

町役場厚生課では、毎月25日を不用犬の引取日として決めていますので、皆さん方のご協力をお願いいたします。なお25日が日曜、祭日のときは翌日になりますのでお含みください。

25日の定期日以外に不用犬を役場に持参されても山口保健所の都合により引取ることができませんので、ご理解あるご協力をお願いいたします。

引取時間は指定日の正午までとなっています。

申告相談日は2月26日 27日 の両日に

＜所得税．個人事業税．個人住民税＞

申告書の提出は3月15日までに

△無申告は加算税が課せられます▽

所得税、個人事業税、住民税の申告相談日は2月26日、27日の両日に実施されます。

三税の申告相談のときがまいりましたが、昨年と同様、所得税、個人事業税、住民税の申告が所得税の確定申告に一本化され、その手続きが簡便になっていますので所得税の確定申告書を提出すれば事業税、住民税の申告書は提出する必要がありません。

必要事項の記入は昨年とほぼ同様でありますが「申告書の書き方」などをよくお読みになって、間違いのないようご記入してください。

所得税の確定申告書を提出しなければならない方のうち、2月26日と27日に申告相談日が税務署からのはがきにより指定してある方はぜひその日に相談にお出向きのほどお願いいたします。また申告書の提出は3月5日までとなっておりますが、この期限を過ぎますと加算税など余分な税金を納めなければなりませんので、特にご注意ください。

受付時間はいずれも9時から16時までとなっています。

2月21日（水）青畑、引野、仙在
2月22日（木）向井関、源河、河内、杖川
2月23日（金）野口、井関、赤迫
3月4日（月）具全区
3月5日（火）岩上、岩辻、岩前
3月6日（水）岩西、岩西前、飛浜表
3月7日（木）砂合全区、浜課
3月8日（金）中村、西条、寺河内
3月11日（月）東条全区、縄田全区
3月12日（火）小古郷全区、鴨生原全区

相談は町農業会議場で行ないますが、都合により町公民館2階に変更する場合もありますので、その旨おさみくださいます。

なお、所得税の確定申告を要しない方は、従来どおり事業税、住民税の申告書を3月15日までに提出していただくことになっています。そして住民税（町民税）の申告相談を次の日程のとおり行ないますのでなるべく該当日においでください。

源泉還付申告書の提出は早目に

源泉徴収所得税の還付を受けようとする方は、遅くとも2月中旬までに申告書を提出してください。

申告書を提出される場合は、住所、氏名および支払いを受ける郵便局名を明確に記入してください。

申告書に添付しなければならない書類は、源泉徴収票、生命保険料払込み証明書（一契約について支払った保険料が9千円以上のもの）損害保険料証明書

なおこの不明の点は、町役場税務課か山口税務署徴収課へお問合せください「TEL山口二局一三四〇番」

特殊学級の正いし理解を

（その3）

阿知須小学校教師　磯村千代子

どこかく何の考えもなしに、何でもうるのが、どこがおかしいのもしらないくせに平気で人に言われる言葉は、親を教師をどんなに傷つけるか知られないのではないでしょうか。いや私は、あの純真な特殊学級の子らに対して、恐ろしいことをおっしゃる自分の子がかわいいのなら人の子だって可愛いはず、なぜ人の子に愛情がもてぬのかと、憤りを感じずにはおられないのです。

皆さんはお散歩いたくなったら病院にいき、おできができたら切開してもらいます。体の病気の人をみて笑いますか。あたり前でしょう。これと同じく、ほかはよくて、ただ、知能的に劣っている子どもが、特殊学級に行って治療してくださり、暖い眼でこの子らへ声援を送っていただきたいと思います。

未来の明るい阿知須町は、このこどもの上に、立派な社会人として将来の阿知須のために働く子らになると確信します。

幸い日本の国も特殊教育なくてはならないと10年計画で莫大なお金をかけています。この機会利用して、教室、即、家庭のふん囲気で、これから、この子らと仲よく勉強していただきたいと思います。

・同情よりも理解を　顧ってください。

おわり

現在特殊学級の6名の子らは、伸び伸びと楽しく勉強しています。

特殊教育を理解してくださるとこの子らは、すばらしい伸びようです。きっと第2学期から、一人一人にわかりやすい日本の国の阿知須町民の皆さん

阿知須町民の皆さん

のか原因をきぐり、勉強のつまずきは何年ごろだったのか、それをみつけて、そこからやりなおして一度でいい、この子らの伸びていく姿を見に来てください。図画、習字とも、すばらしい作品ができています。日記もちゃんと書けます。人の前で、ものをいうことをおきます。

教育とおれば、いまはたとえ遅れていても、見てごらなさい立派になると思います。どうか阿知須町民の皆さん、立派な子らに育てくださいます。

たり、講堂部で品物も売ります。第2学期から、一人一人にわかりもかって実際に動物の世話もしています。

すばらしい伸びようです。きっとこの子らは、立派な社会人として将来の阿知須のために働く子らになると確信します。

幸い日本の国も特殊教育なくてはならないと10年計画で莫大なお金をかけています。この機会利用して、教室、即、家庭のふん囲気で、これから、この子らと仲よく勉強していただきたいと思います。

・同情よりも理解を　顧ってください。

おわり

夢と希望にもえて

新たに175人が成人に

ことしあらたに"おとな"の仲間入りをされる方々は本町で百75人。これらの方々の首途を祝福する成人式典が1月15日、阿知須中学校体育館において晴やかに行なわれました。

当日は合唱の雪でしたが、それでも会場には、やや緊張した成人者百20人（男子46人、女子74人）が出席。君が代斉唱のち中尾町長は「今年はあの王政復古の明治維新から数えて百年目にあたりこの意義深い年の初めにあらためて人の尊厳と影とをかりながら、勇躍と新しい世紀への出発に躍みたいと思うのであります」とあいさつ。そして「21世紀の課題」と題し熊野先生のユーモアをまじえた講演を聴講、記念撮影。なごやかな会食に入り意義ある半日を過ごしました。

この民族の興亡をかけた時代の光

戸籍の知識

毎年春になると、家庭裁判所では戸籍関係の問題が目立ってふえてきます。これは、子どもの入学期を前にして戸籍謄本をとりよせて、戸籍の記載がまちがっているのを発見したり、あるいは真実と異ったままで放っておいた戸籍上の身分関係を、この機会に訂正したいと考える人が多いからです。そこで、家庭裁判所で取り扱う戸籍に関する事件のうちから、おもなものについて説明してみましょう。

氏名の変更

氏名は個人の呼び名として他人と区別するのに大切なもので、婚姻とか養子縁組、あるいは離婚とか養子離縁の場合以外には、終生その氏名は変えられないのがたてまえです。しかし、氏や名がたれがみてもおかしいとか、むずかしすぎるとか、同姓同名でまぎらわしいとかという場合、また、とくに名については、営業のための屠名、神宮、僧侶による場合や、長年通称を使っている場合などで「やむを得ない」とか「正当な理由があるとき」に限って、家庭裁判所に氏名の変更を申し立てることができます。

子の氏名の変更

夫婦が離婚しますと、結婚によって氏を改めた夫か妻は元の姓にかえります。この場合、元の氏にかえった親が子を養育すると、社会生活のうえでいろいろな不便が生じます。このようなとき、子は家庭裁判所の許可を得て、父または母と同じ氏に改めることができるのです。

戸籍の訂正

戸籍には、ときに事実と違った記載がされていたり、戸籍に記載されてはならないことが記載されていたりすることがあります。たとえば出生年月日や出生場所、性別などがまちがっていたりした場合には、家庭裁判所からの許可の審判を得て戸籍を訂正することができます。

これら戸籍に関する事件の申立て手数料は50円とほかに若干の郵便料がいる程度です。

くわしいことは家庭裁判所や町役場住民課などでおたずねください。

20歳と選挙

投票できる人は

満20歳の誕生日を迎えたのに先月の町長選挙の投票ができなかったという人がおられたと思います「投票できる人」とは、選挙人名簿に載っている人に限られます。

そこで選挙人名簿に載るべき人とは、日本国民であり、満20歳以上の年令要件があり、3カ月以上の住所要件がある人に限られますが、ただし、禁固以上の刑に処せられ、その執行の終るまでの人や選挙犯罪により、選挙権及び被選挙権を有しない人は、この限りではありません。満20歳以上の日本国民で3カ月以上の住所要件がある人は、選挙人名簿に載るべき資格を有するのであって、これらの請要件を有するに至った（転入された人や新たに満20歳以上になられた人）は、即、選挙人名簿に載るということではなく、後述する手続きを経て3月30日、または9月30日に新たに登録されることになります。

名簿登録申出は

ご存知のように選挙人名簿に一度登録されますと、異動がない限り永久に載っているもので、転入され異動があった人とか、新たに選挙権を有するに至った人（新たに満20歳以上になられた人）は、町選挙管理委員会に対して、選挙人名簿登録申出書を提出しましょう。この手続きは簡単で、原則として本人に限られますが、その家族の方で事情のわかる人なら結構です。申出をしようとする人は、新たに満20歳以上になられた人は印かんを、また転入された人は住所地の発行する住民移動届出書を提出されますと3月30日の名簿には登録されません。

たとえば8月に選挙があったとしますと、3月30日現在で名簿に載っている人で、しかも選挙が行なわれる現在日まで引き続いて住所を有している人が投票できるということです。そこで3月30日現在で名簿に載っている人は前述したとおりで、昨年12月2日以後本町に住所を移された方やとし3月2日以後満20歳になられた人や申出書を提出された方は投票できないということになります。ですから「3カ月以上」とか「20歳以上」とかいうのは選挙の時点でいうのです。

申出受付はいつでも

満20歳以上になられた人とか転入された人の名簿登録申出書は町役場総務課でいつでも受付しておりますが、3月1日現在で満20歳以上になられる方や3カ月以上の住所要件のある方は3月1日までに申出書を総務課に申出いたしましょう。しかし学生で、下宿している人などは下宿地の布市町村に選挙権がありますのでお含みください

選挙

町選管では、このようにして皆さんから提出された申出書をもとに、3月1日現在と9月1日現在の年2回、住所、年令などの要件を備えているかどうかを調査し、それぞれの時点で諸要件を備えている人を3月30日、または9月30日に新たに登録することになります。すなわち、年令、住所要件等は3月1日、9月1日の時点でいうのであって、選挙の時点ではありません。

新たに名簿に載る人は

では来月3月30日に新たに名簿に登録される人は申しますと3月1日現在が年令、住所要件、選挙人名簿登録申出書提出の基準日となります。いわゆる3月1日現在で満20歳以上とあり、3カ月以上阿知須町に住んでいる人で、しかもこの日までに選挙人名簿登録申出書を町選管に提出された人に限られます。

すなわち昭23年3月2日以前に生まれた人で、昭和42年12月1日以前から本町に引き続いて住んでいる人で、しかも3月1日までに選挙人名簿登録申出書を町選管に提出された人が3月30日に名簿に登録されることになります。

このように年令、住所要件、名簿登録申出書の提出と3要件が必要ですので、3月1日現在で年令住所要件がたとえあっても同申出書を提出されませんと3月30日の名簿には登録されません。

慶弔録

婚姻

おめでとうございます

この喜びをいつまでも

◉藤村　泰邦　山口市上宇野令
　芽子（旧姓古谷）　赤迫
◉武永　正信　砂三
　菊子（旧姓古瀬）　宇部市中山
◉竹重　基行　門松
　純子（旧姓竹内）　山口市嘉川
◉江本　健治　河内
　信子（旧姓荒川）　広島県呉市
◉久保田睦男（旧姓西村）　宇部市吉見
　富美子　引野
◉末富　正毅　宇部市末信
　花子（旧姓松村）　砂二
◉松本一二三　門松
　セツ子（旧姓脇田）　門松
◉中磯　国男　宇部市東須恵
　キサコ（旧姓戎谷）　岡
◉田中　利貞　宇部市小串
　弘子（旧姓原田）　引野
◉寺岡　宏　宇部市西岐波
　千鶴子（旧姓中西）　中村
◉原田　康義　鹿児島県
　順子（旧姓中谷）　中村
◉石川　哲男　縄北
　千恵子（旧姓浜谷）　小南
◉田坂　義雄　小野田市高泊
　初音（旧姓原田）　引野
◉石川　静男　東
　洋子（旧姓藤本）　防府市八王子
◉渠崎　勝　長崎県西彼杵郡
　里美（旧姓竹重）　岩西
◉川崎　和夫　恵比須
　美穂子（旧姓山本）　山口市佐山
◉藤津　信之　小郡町
　和子（旧姓石丸）　岩西
◉山本　隆男　南祝
　理恵子（旧姓宮口）　大阪市都島区

出生

おめでとうございます

ご健康をお祈りします

父の氏名	続柄	子の名	生年月日	部落
塩谷正雄	長女	敏子	12.21	南祝
池田通明	長男	秀明	12.21	砂二
国重久人	長女	加代子	1.2	向井関
古浜利夫	長女	幸恵	1.14	小南
滝桐国夫	長男	茂也	12.29	砂三

死亡

おくやみ申し上げます

氏名	死亡年月日	年令	部落
小林　シノ	42.12.22	80	青畑
玉川　トリ	43.1.6	84	北祝
伊藤　栄吉	43.1.7	87	源河
藤本　幸八	43.1.9	87	小南
西村ミツキ	43.1.9	76	寺河内
弘中　信一	43.1.15	78	赤迫
山崎熊太郎	43.1.18	87	井関
原田　ヤエ	43.1.22	80	中村
吉村サトエ	43.1.22	66	北祝
大沢カメノ	43.1.17	74	東